

海外研修旅行費用補助を希望する生徒の保護者の皆さんへ

海外研修旅行費用補助申請手続きについてのお知らせ

京都市立塔南高等学校

海外研修旅行費用補助を希望される方は、下記事項に注意し、申込手続きをしてください。

1 提出書類

- (1) 海外研修旅行費用補助申請書（様式4-①）1通 ※日付けは空欄にしてください
- (2) 家族及び所得の状況（様式4-②）1通 ※日付けは空欄にしてください
- (3) 証明書（証明書がA4判より小さい場合はA4判の用紙に貼付してください。提出する証明書については、「3 証明書の提出」をご覧ください。）

2 提出期限

平成30年11月16日（金）

3 証明書の提出

基本的に世帯全員（扶養控除対象者〔控除対象配偶者含む〕になっている場合は除く）について、平成29年1年間の所得状況を確認できるものが必要となりますので、御家庭の事情に応じて、以下の証明書類を提出してください。

(1) 生活保護及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	区役所福祉部（福祉事務所）発行の受給証明書
(2) 児童福祉法に基づく児童福祉施設に措置されている場合	児童福祉施設に在籍し、教育費等を施設が負担していることを証明する書類（当該施設長が発行したもの）
(3) その他の世帯	<p><u>平成30年度（平成29年分所得）市・府民税課税証明書</u> (区役所発行・全項目証明)</p> <p>※上記以外の書類は受付られません。</p> <p>※ <u>世帯全員（扶養控除対象者〔控除対象配偶者含む〕になっている場合は除く）の所得証明が必要です。</u> 所得の範囲としては、給与所得・営業所得・農業所得・内職の所得・老齢年金等<u>一切のものが入ります。</u> ただし、遺族年金・失業手当・生命保険等の給付金（所得税の対象外であるもの）は除きます。</p>

4 世帯の所得と基準額

所得合計金額と下の表の金額（基準額）を比較してください。世帯の所得合計金額が基準額以下ならば、補助が受けられます。

父母又は父母に準じて家計を支えている者が、出稼ぎ又は勤務地の関係で別居しているときは、同一の住居に居住していなくても、世帯の所得に合算してください。

また、自営業で事業専従者がいる場合は、事業主と事業専従者の両方の所得額を世帯の所得に合算してください。（例えば、保護者が祖父母等の事業専従者になっている場合は、祖父母等の所得も合算してください。別居している場合も含みます。）

世帯の構成員の数	基準額
1人	1, 460, 000 円
2人	2, 060, 000
3人	2, 760, 000
4人	3, 230, 000
5人	3, 590, 000
6人	4, 060, 000
7人以降1人につき	470, 000円を加算

【所得合計金額とは】

市・府民税課税証明書に記載の所得を、世帯全員（所得の証明書類が不要な方を除く）について、合算したもの。（※「収入金額」とは異なりますので御注意ください。）

○下記の事情がある場合は、右の加算額を上の表の基準額に加算することができます。

世帯の状況	加算額
身体障害者手帳1～7級 精神障害者保健福祉手帳1～3級 又は同等の障害者がいる場合	1人につき 320, 000円

例：4人世帯（生徒本人を含む）で、世帯に障害者加算該当者が1人含まれる場合

●基準額 3, 230, 000円 + 320, 000円 = 3, 550, 000円

（4人世帯の基準額） （障害者加算）

世帯の所得合計金額が3, 550, 000円以下である場合、補助を受けることができます。